○経済産業省告示第百二十四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

学校の名称	学部・学科名	備考
福井県立春江工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十八年三月までの卒業生については従前のとおり

○経済産業省告示第百二十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
三九二五〇一	平成二十八年三月二十九日	濃度計第一類	株式会社堀場製作所	株式会社堀場製作所　びわこ工場 滋賀県大津市苗鹿一丁目十五―一

○経済産業省告示第百二十六号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

一　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

1　登録認証機関の名称　一般財団法人ベターリビング

2　登録更新年月日　平成二十七年三月二十六日

3　登録認証機関の所在地　東京都千代田区富士見二丁目7番2号

4　登録の区分　A（土木及び建築）、R（窯業）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人ベターリビング

東京都千代田区富士見二丁目7番2号

二　登録認証機関の名称　ビューローベリタスジャパン株式会社

1　登録更新年月日　平成二十七年三月一日

2　登録認証機関の所在地　神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル

3　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、H（非鉄金属）、K（化学）、Z（その他）

4　認証を行う事務所の名称及び所在地

ビューローベリタスジャパン株式会社　システム認証事業本部

神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル

○国土交通省告示第六百四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

表二四の項を次のように改める。

二四	神奈川県弁護士会	神奈川県横浜市中区日本大通九番地
		神奈川県横浜市中区日本大通九番地　神奈川県弁護士会館内

○海上保安庁告示第二十三号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	波崎港東防波堤灯台
位置	
所在地	銚子港（波崎港東防波堤外端）
北緯	三五―四五―三六
東経	一四〇―五〇―四八
塗色及び構造	白色　塔形
灯質	等明暗緑光　明二秒暗二秒
光度	一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
点灯年月日	平成二十八年二月二十八日

○海上保安庁告示第二十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年四月十一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	新宮港北防波堤南灯台
位置	
所在地	和歌山県新宮港（北防波堤南端）
北緯	三三―四〇―一四
東経	一三五―五九―一三
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日	平成二十七年十月二十八日
名称	舞鶴港砥石鼻南方灯浮標
位置	
所在地	京都府舞鶴港第三区（舞鶴港喜多防波堤灯台の北北東方約一・二キロメートル）
北緯	三五―二七―五八
東経	一三五―一九―一三
変更した事項	
位置	
所在地	京都府舞鶴港第三区（匂埼の西北西方約五八〇メートル）
北緯	三五―二七―五八
東経	一三五―一九―一三
変更年月日	平成二十七年十一月十九日
名称	舞鶴港吉原沖灯浮標
位置	
所在地	京都府舞鶴港第一区（舞鶴港喜多防波堤灯台の東北東方約八八〇メートル）
北緯	三五―二七―三七
東経	一三五―一九―二八
変更した事項	
位置	
所在地	京都府舞鶴港第一区（匂埼の南南西方約五一〇メートル）
北緯	三五―二七―三七
東経	一三五―一九―二八
変更年月日	平成二十七年十一月十九日
名称	舞鶴港傘曽根灯浮標
位置	
所在地	京都府舞鶴港第一区（舞鶴港喜多防波堤灯台の北北東方約二一〇メートル）
北緯	三五―二七―二九
東経	一三五―一九―〇二
変更年月日	平成二十七年十一月十九日
名称	比岐島灯台
位置	
所在地	愛媛県今治市（比岐島）
北緯	三四―〇三―三〇
東経	一三三―〇五―五四
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十八年二月三日